

MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項(※)	あり		なし	

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

DC令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴うDBへの影響について

※当資料での略号

- ・確定給付企業年金＝DB、確定拠出年金＝DC、企業型年金＝企業型DC、個人型年金＝個人型DC
- ・確定給付企業年金法＝DB法、確定給付企業年金法施行令＝DB令、確定給付企業年金法施行規則＝DB規則
- ・確定拠出年金法＝DC法、確定拠出年金法施行令＝DC令
- ・確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する政令(令和3年厚生労働省令第150号)＝算定省令
- ・通知「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日年発第0329008号)＝法令解釈通知
- ・通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)＝承認認可通知
- ・通知「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」(令和3年9月1日年企発第0901第2号)＝算定通知

2021年10月

明治安田生命

- ◆令和3年9月1日付で改正政令(注1)及び算定省令(注2)が公布、並びに関連する通知(注3)及び事務連絡(注4)が発出され、DBの加入者の企業型DC及び個人型DCの各月の拠出限度額が見直されました。この見直しに伴い、DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定及び規約への記載が必要となりました。
- ◆改正内容は、パブリックコメントの内容から変更ありません(注5)。

1. DCの拠出限度額の見直しに伴う他制度掛金相当額の算定 必須

○改正概要：DBの加入者の企業型DC及び個人型DCの各月の拠出限度額を以下のように改正
これに伴い、DBの加入者に係る他制度掛金相当額を算定し、算定した他制度掛金相当額を規約に記載(注6)

	改正後(月額)	改正前(月額)
企業型DCの事業主掛金額	5.5万円－DB等(注7)の他制度掛金相当額 (経過措置あり(注8))	2.75万円
個人型DCの掛金額	5.5万円－(企業型DCの事業主掛金額＋DB等の他制度掛金相当額) (ただし、2万円を上限)	2.75万円－企業型DCの事業主掛金額 (ただし、1.2万円を上限)

○施行時期：令和6年12月1日（規約への記載は令和6年11月1日まで(注9)）

(注1)～(注9)は、3ページを参照

【改正政令(注1 次ページを参照)施行時以降におけるDC掛金額(企業型DCは事業主掛金額)の影響例】

<企業型DC加入者への影響>

5.5万円

企業型DC掛金額
27,500円

DBの他制度掛金相当額
30,000円

改正政令施行
(令和6年12月)

経過措置(注8 次ページを参照)期間

企業型DC掛金額
27,500円

DBの他制度掛金相当額
30,000円

経過措置終了

$5.5万円 - 2.9万円 = 2.6万円$
に減額

企業型DC掛金額
26,000円

DBの他制度掛金相当額
29,000円

DBの給付設計の変更をする規約変更を行った場合等

<個人型DC加入者への影響>

5.5万円

個人型DC掛金額
12,000円

企業型DC掛金額
15,000円

DBの他制度掛金相当額
30,000円

経過措置なし

$5.5万円 - (1.5万円 + 3.0万円)$
 $= 1.0万円$ に減額

個人型DC掛金額 **10,000円**

企業型DC掛金額
15,000円

DBの他制度掛金相当額
30,000円

$5.5万円 - (1.5万円 + 4.0万円)$
 $= 0.0万円$ となり拠出不可

個人型DC掛金額 **拠出不可**

企業型DC掛金額
15,000円

DBの他制度掛金相当額
40,000円

- (注1) 政令(令和3年政令第244号) <https://kanpou.npb.go.jp/old/20210901/20210901g00199/20210901g001990006f.html>
- (注2) 省令(令和3年厚生労働省令第150号) <https://kanpou.npb.go.jp/old/20210901/20210901g00199/20210901g001990033f.html>
- (注3) 通知「『(注1)政令』及び『(注1)省令』の公布について」(令和3年9月1日年発0901第1号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000826436.pdf>
通知「『DB制度について』の一部改正について」(令和3年9月1日年発0901第2号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000826437.pdf>
通知「『DBの規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」(令和3年9月1日年企発0901第1号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000825847.pdf>
通知「DCにおける他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」(令和3年9月1日年企発第0901第2号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000825845.pdf>
- (注4) 事務連絡「『DB規約例』の一部改正について」(令和3年9月1日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000825848.pdf>
- (注5) この改正に関するパブリックコメントの結果も公示されています(パブリックコメントから変更なし)
政令 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000224181>
省令 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000224172>
- (注6) 他制度掛金相当額に関する事項に関する規約変更は、標準掛金の変更時と同様に軽微な変更として取扱う。なお、規約型であって、財政計算を伴わずに他制度掛金相当額を規約に定める規約変更は、特に軽微な変更として取扱う予定。(算定通知Q&Aの28番の回答)
- (注7) DB、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度及び石炭鉱業年金基金をいう
- (注8) 施行の際、企業型DCを実施している事業主の拠出額限度は、5.5万円－DB等の他制度掛金相当額が2.75万円を下回る場合は、2.75万円。ただし、施行日以後に企業型DCの事業主掛金の算定方法・DBの給付設計を変更する規約変更を行った場合等に該当したときは、経過措置の適用は終了
- (注9) 他制度掛金相当額は、令和6(2024)年11月1日までの日を適用日とする規約変更を行い、規約に定める必要がある。その際、規約変更に係る事務処理の円滑化を図る観点から、規約変更時期を分散させる必要があるため、令和4(2022)年9月1日から令和6(2024)年11月1日までの間の日を適用日とする規約変更を行う予定がある場合は当該規約変更に合わせて規定するようお願いする。ただし、加入者にとって不都合があるなどの事情等がある場合は柔軟に対応する。その際は規約変更理由書にその旨が分かるよう記載をお願いする。(算定通知Q&Aの27番の回答)

2. DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

必須

○改正概要：DBの加入者に係る他制度掛金相当額は、以下の財政方式ごとの算定式により算定した額を月額換算した額(注10)

	財政方式等	算定式
1	加入年齢方式	$\frac{\text{標準的な加入者(注11)に係る給付現価(注12)}}{\text{標準的な加入者に係る人数現価}}$
2	開放基金方式	$\frac{\text{現在加入者の将来期間給付現価} + \text{将来加入者の給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価} + \text{将来加入者の人数現価}}$
3	閉鎖型総合保険料方式	$\frac{\text{現在加入者の将来期間給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価}}$
4	1～3以外の財政方式	1～3に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法
5	リスク分担型企业年金	「給付現価」を「調整前の給付現価」に置き換えて、財政方式に応じた1～3の算定式(注13)
6	簡易な基準に基づくDB等(注14)	$\frac{\text{標準掛金額(注15)}}{\text{加入者数(注15)}}$

○施行時期：令和6年12月1日。令和6年12月1日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定する場合については、上記6の方法によることも可能(注16)

(注10)～(注16)は、次ページを参照

(注10)・基礎率は直近の標準掛金額の計算に用いた基礎率と同じもの

- ・加入者が掛金の一部を負担している場合は、加入者負担掛金は0として算定
- ・積立金が積立上限額を超過して掛金控除を行う場合は、当該控除額を0として算定
- ・1,000円未満を四捨五入して1,000円単位で算定
- ・標準掛金額の計算に複数の給付区分を設けている場合は、当該区分ごとに算定
- ・複数の給付区分に属する加入者は、各給付区分（1,000円単位に端数処理後）を合算して算定
- ・掛金の額が再計算される度に再算定が必要
- ・適正な年金数理に基づく計算であることの年金数理人による確認（簡易な基準に基づくDBは除く）が必要

(注11) 特定の年齢で加入し、それ以降基礎率どおり推移する仮想的な加入者

(注12) 通常予測給付現価

(注13) リスク分担型企業年金の場合は、基礎率、再算定の要件等他にも置き換えが必要

(注14) 簡易な基準に基づくDB又は1～5の算定方法で算定が困難と厚生労働大臣が認めたDBをいう

(注15) 直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額と加入者数

(注16) リスク分担型企業年金が、令和6年12月1日以後を計算基準日とする財政再計算を実施した場合は、上記5の方法により算定することが必要

【ご参考】厚生労働省HPに「DB制度の主な改正(令和6年12月1日施行)」が掲載されています

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00041.html

・DCにおける他制度掛金相当額の算定方法は以下のとおり

1. 算定の趣旨

企業型DCと個人型DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度(DB、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合)の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映するためには、給付建てのDB等の他制度について、DCと比較可能な形で、DB等の他制度の掛金相当額を算定する必要がある。

DC令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額の算定に関しては、算定省令の定めるところによる。

・DCにおける他制度掛金相当額の算定方法は以下のとおり

2. DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

(1) DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

①リスク分担型企业年金を除くDBの加入者(次の③の加入者を除く)

財政方式	加入年齢方式	開放基金方式	閉鎖型 総合保険料方式	左記以外の 財政方式
基礎率	直近の標準掛金の計算に用いた基礎率			左記の財政方式の算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法
他制度掛金相当額	次のa÷bを月額換算した額(注1)			
a	標準的な加入者(注2)に係る通常予測給付現価(注3)	現在の加入者に係る将来分の通常予測給付現価+加入者となる者(注4)に係る通常予測給付現価	現在の加入者に係る将来の通常予測給付現価	
b	標準的な加入者に係る人数現価(注3)	現在の加入者に係る人数現価+加入者となる者に係る人数現価	現在の加入者に係る人数現価	

(注1) 給付区分が複数ある場合は、当該給付区分ごとに他制度掛金相当額を算定

(注2) 算定省令第3条第1項第1号に規定する標準的な加入者として厚生労働大臣が認める者であり、特定の年齢で加入し、それ以降基礎率どおり推移する仮想的な加入者をいう

(注3) 標準的な加入者に係る通常予測給付現価及び人数現価は、加入時点での現価を指す

(注4) 計算基準日において、加入者ではないものの、年金数理上あらかじめ見込むべき加入者をいう

・DCにおける他制度掛金相当額の算定方法は以下のとおり

2. DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

(1) DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

②リスク分担型企业年金の加入者(次の③の加入者を除く)

財政方式	加入年齢方式	開放基金方式	閉鎖型 総合保険料方式	左記以外の 財政方式
基礎率	リスク分担型企业年金掛金額の標準掛金相当分を変更した 直近の財政計算(注5)に用いた基礎率			左記の財政 方式の算定 方法に準じ た算定方法 として厚生 労働大臣が 認める算定 方法
他制度掛 金相当額	次のa÷bを月額換算した額			
a	標準的な加入者に 係る調整前の通常 予測給付現価	現在の加入者に係る将来分の調 整前の通常予測給付現価+加 入者となる者に係る調整前の通 常予測給付現価	現在の加入者に係 る将来の調整前の 通常予測給付現価	
b	標準的な加入者に 係る人数現価	現在の加入者に係る人数現価+ 加入者となる者に係る人数現価	現在の加入者に係 る人数現価	

(注5)リスク分担型企业年金を開始してから標準掛金相当分を変更していない場合は、リスク分担型企业年金を開始したときの財政計算

・DCにおける他制度掛金相当額の算定方法は以下のとおり

2. DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

(1) DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

③簡易な基準に基づくDB等(注6)の加入者

計算基準日	直近の財政計算(注7)の計算基準日
他制度掛金相当額	次のa÷bを月額換算した額
a	計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額(注8)
b	計算基準日における加入者数

(注6)簡易な基準に基づくDB又は通常の算定式での算定が困難であると厚生労働大臣が認めるDBをいう

(注7)リスク分担型企業年金の場合は、DB規則第46条の3第1項の規定による掛金の額の計算又は同条第2項第1号若しくは第3号の規定によるリスク分担型企業年金掛金額の再計算をいう

(注8)リスク分担型企業年金の場合は、DB規則第46条の3第1項の計算されることとなる標準掛金額(同条第2項第1号又は第3号の規定による変更を行った場合は当該変更後の額)

④積立金が積立上限を超え掛金の控除を行う場合は、当該控除しなければならない額が0であるものとして算定すること

・DCにおける他制度掛金相当額の算定方法は以下のとおり

2. DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

(2) 他制度掛金相当額に係るその他の取扱い^(注9)

- ① DBにおいて加入者が掛金の一部を負担している場合は、加入者が負担する掛金は0であるものとして算定すること
- ② 他制度掛金相当額は1,000円未満を四捨五入して、1,000円単位とすること^(注10)
- ③ 他制度掛金相当額は、掛金の再計算^(注11)を実施する度に再度算定すること^(注12)

(注9) 掛金拠出や給付の額の算定の基礎の取扱いの相違で掛金拠出のないDBの加入者の他制度掛金相当額も、掛金拠出のあるDBの加入者と同額

(注10) 複数の給付区分に加入している場合は、1,000円単位に端数処理後の各給付区分の他制度掛金相当額を合算して算定

(注11) リスク分担型企業年金の場合は、DB規則第46条の3第1項又は同条第2項第1号若しくは第3号の規定によるリスク分担型企業年金掛金額の計算

(注12) 給付設計の変更を内容とする規約変更を行う場合において年金財政への影響が軽微と判断されることにより財政再計算を行わないときは、他制度掛金相当額の再算定は原則不要。ただし、当該変更等により端数処理前の他制度掛金相当額が1,000円以上変動する可能性が見込まれる場合は再算定が必要

(3) 経過措置

令和6年12月1日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定するDBの加入者に係る他制度掛金相当額は、上記2-(1)-③に基づく額とすることができること

ただし、リスク分担型企業年金において、令和6年12月1日以後を計算基準日とする財政再計算を行った場合、上記2-(1)-②に基づく他制度掛金相当額の算定とすること

- ・他制度掛金相当額に関するDB上の取扱いは以下のとおり

<他制度掛金相当額に関するDB上の取扱い>

- (1) 他制度掛金相当額は、DBの給付水準から、企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したものであって、DB法第4条第6号の「掛金の拠出に関する事項」に該当するため、他制度掛金相当額を規約に定める必要があること
- (2) ①他制度掛金相当額は、算定省令に基づいて算定されること
②他制度掛金相当額は、標準掛金額と同様の手法により算定するものであり、標準掛金額と整合的となるよう、算定に用いる基礎率は直近の標準掛金額の計算時と同一の基礎率とすること
③標準掛金額の計算に用いる基礎率は、もっぱら各DBの実績及び予測(予定利率については積立金の運用収益の長期の予測)に基づき適正かつ合理的に定めるものであること
- (3) 他制度掛金相当額は、標準掛金額と同様の手法により算定するものであり、適正な年金数理に基づいて計算し、簡易な基準に基づくDBを除いて年金数理人による確認を受ける必要があること

・他制度掛金相当額の規約承認(認可)上の確認事項等(算定省令での規定事項は除く)は以下のとおり

<他制度掛金相当額の規約承認(認可)上の確認事項等>

- (1) 年金数理人が確認(簡易な基準に基づくDBにあつては、当分の間は、受託機関の記名)した掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書が添付されていること
- (2) 標準掛金額の計算に当たって複数の給付区分を設けている場合は、当該区分ごとに他制度掛金相当額が算定されていること
- (3) 複数の給付区分に属する加入者の他制度掛金相当額は、各給付区分の他制度掛金相当額(端数処理後)を合算して算定されたものであること

法令改正に伴うDB規約変更例(規約型の例)

変更後	変更前
<p>(標準掛金) 第〇〇条 (略)</p> <p><u>(確定給付企業年金の掛金相当額)</u> <u>第〇〇条の2 加入者に係る確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第11条第2号に規定する他制度掛金相当額は、月額△円とする。</u></p> <p>(特別掛金) 第□□条 (略)</p>	<p>(標準掛金) 第〇〇条 (略)</p> <p>(特別掛金) 第□□条 (略)</p>

(注1) 令和6年11月1日までの日を適用日とする規約変更を行い、他制度掛金相当額を規約に規定することが必要。このため、令和4年9月1日～令和6年11月1日の間の日を適用日とする規約変更を行なう予定がある場合は、原則として当該規約変更に合わせて他制度掛金相当額を規定。ただし、加入者にとって不都合がある場合などの事情等がある場合は、規定を見送る柔軟な対応は可能(規約変更理由書に、その旨が分かるような記載が必要)

【加入者にとって不都合がある場合などの事情等の例】

- ・令和6年11月1日までに定例の財政再計算が行われる場合
- ・令和6年11月1日までに財政再計算を伴う制度変更を予定している場合
- ・財政再計算を行わない今回の変更を理事長専決で行う場合で、他制度掛金相当額の規定は代議員会の議決としたい場合
- ・今回の変更の後、令和6年11月1日までに財政再計算を伴わない規約変更(給付・掛金の変更)に非該当)を予定している場合

(注2) 他制度掛金相当額の施行日は令和6年12月1日であるため、それより前に他制度掛金相当額を規定する規約変更を行う場合は、施行日の条文中に「この規約は、令和●年●月●日から施行する。ただし、第〇〇条の2の規定は、令和6年12月1日から施行する。」と規定(他制度掛金相当額のみを規定する規約変更の場合は、「令和●年●月●日」を「届出の日」とすることも可)

(注3) 他制度掛金相当額を変更する規約変更は、軽微な変更該当。規約型であって、財政計算を伴わずに他制度掛金相当額を規約に定める規約変更は、特に軽微な変更該当予定(算定通知Q&Aの28番の回答)

(注4) 令和6年11月1日に他制度掛金相当額を規定した後の取り扱いは以下のとおり

- ・令和6年12月1日を施行日とする規約変更を行う場合(届出かつ他制度掛金相当額が変更となる財政再計算実施に該当)、令和6年11月末日までに届出
- ・令和6年12月2日以降の規約変更

<届出> ①企業型DCの経過措置が終了する場合: 申請と同様の時期まで ②①以外で他制度掛金相当額が変更となる場合: 施行日の前日まで

③①、②以外の場合: 従来どおり(施行日の前日まで又は施行日後遅滞なく)

<申請> 従来どおり(施行日の概ね2カ月前まで)

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DC令 第11条 (赤字が改正部分)	拠出限度額 改正後 DC法第20条の政令で定める額は、企業型DC加入者期間(他の企業型DCの企業型DC加入者の資格に係る期間を除く。次条第1項及び第2項において同じ。)の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる企業型DC加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。 一 企業型DC加入者であって、次に掲げる者(次号、 <u>第34条の2第2号イ及び</u> 第36条第4号において「他制度加入者」という。)以外のもの 55,000円イ~ロ(略) ハ DBの加入者(DB令第54条の5第1項の規定に基づき、当該月についてDBの給付の額の算定の基礎としない者を除く。) ニ 企業型DC加入者であって、他制度加入者であるもの <u>55,000円から他制度掛金相当額(前号イからハまでに掲げる者ごとに事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(他制度加入者が同号イからハまでに掲げる者のうち同時に2以上の者に該当する場合にあっては、それぞれについて算定した額の合計額)をいう。第34条の2第2号イ及び第36条第4号において同じ。)</u> を控除した額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)	改正前 DC法第20条の政令で定める額は、企業型DC加入者期間(他の企業型DCの企業型DC加入者の資格に係る期間を除く。次条第1項及び第2項において同じ。)の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる企業型DC加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。 一 企業型DC加入者であって、次に掲げる者(次号 <u>並びに</u> 第36条第4号 <u>及び</u> 第5号)において「他制度加入者」という。)以外のもの 55,000円イ~ロ(略) ハ DBの加入者(DB令第54条の5第1項の規定に基づき、当該月についてDBの給付の額の算定の基礎としない者を除く。) ニ 企業型DC加入者であって、他制度加入者であるもの <u>27,500円</u>

(注)確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第244号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20210901/20210901g00199/20210901g001990006f.html>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000825827.pdf>

(新旧対照表)

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DC令 第27条 (赤字が改正部分)	個人型DCに係る規約に定めるその他の事項 改正後 DC法第55条第2項第8号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三（略） 四 個人型DC加入者掛金の納付に関する事項(個人型DC加入者掛金の最低額に関する事項を含む。) 五～十（略）	改正前 DC法第55条第2項第8号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三（略） 四 個人型DC加入者掛金の納付に関する事項 五～十（略）
第34条の2 (赤字が改正部分)	DC法第62条第1項第2号の政令で定める者 改正後 <u>DC法第62条第1項第2号の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> 一 <u>企業型DC加入者掛金を拠出する企業型DC加入者以外の企業型DC加入者であって、企業型DC規約において第11条の2第1項各号のいずれかの事項を定めている企業型DCの企業型DC加入者</u> 二 <u>次のいずれかに該当する者</u> イ <u>他制度加入者(企業型DC加入者でない者に限る。)</u> <u>であって、その者に係る他制度掛金相当額が35,000円を上回り、かつ、20,000円から、当該他制度掛金相当額から35,000円を控除した額を控除した額が個人型DC規約で定める個人型DC加入者掛金の最低額を下回るもの</u> ロ（略）	改正前 <u>DC法第62条第1項第2号の政令で定める者は、企業型DC加入者掛金を拠出する企業型DC加入者以外の企業型DC加入者であって、企業型DC規約において第11条の2第1項各号のいずれかの事項を定めている企業型DCの企業型DC加入者とする。</u>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DC令 第35条 （赤字が改正部分）	個人型DC加入者掛金の拠出の方法	
	改正後	改正前
	<p>個人型DC加入者掛金の拠出の方法は、次の各号に掲げる個人型DC加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第36条第1号、第2号 又は第6号に掲げる者次に掲げるいずれかの方法 イ～ロ（略） 二 第36条第3号から第5号までに掲げる者 個人型DC加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を1月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法 	<p>個人型DC加入者掛金の拠出の方法は、次の各号に掲げる個人型DC加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第36条第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる者次に掲げるいずれかの方法 イ～ロ（略） 二 第36条第3号又は第4号 に掲げる者 個人型DC加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を1月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>DC令 第36条</p> <p>(赤字が改正部分)</p>	<p>改正後</p> <p>DC法第69条の政令で定める額は、個人型DC加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる個人型DC加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。</p> <p>一～三(略)</p> <p><u>四 第2号加入者であって、他制度加入者であるもの</u> <u>20,000円(他制度掛金相当額(その者が企業型DC加入者である場合において、事業主掛金の拠出に係る月にあつては、当該事業主掛金を加えた額)が35,000円を上回るときは、20,000円から、当該他制度掛金相当額から35,000円を控除した額を控除した額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))</u></p> <p><u>五 (略)</u></p>	<p>改正前</p> <p>DC法第69条の政令で定める額は、個人型DC加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる個人型DC加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。</p> <p>一～三(略)</p> <p><u>四 第2号加入者であつて、企業型DC加入者であるもの(他制度加入者である者に限る。)</u> <u>12,000円(事業主掛金の拠出に係る月であつて、当該事業主掛金の額が15,500円を上回るときは、12,000円から、当該事業主掛金の額から15,500円を控除した額を控除した額)</u></p> <p><u>五 第2号加入者であつて、企業型DC加入者でないもの(他制度加入者である者に限る。)(中略)</u> <u>12,000円</u></p>
<p>施行期日</p>	<p>この政令は、令和6年12月1日から施行する。</p>	
<p>経過措置</p>	<p>この政令の施行の際現に厚生年金適用事業所(DC法第2条第4項に規定する厚生年金適用事業所をいう。)の事業主が実施している企業型DC(同条第2項に規定する企業型DCをいう。)の企業型DC加入者(同条第8項に規定する企業型DC加入者をいう。)に係る拠出限度額(同法第20条に規定する拠出限度額をいう。)についての第1条の規定による改正後のDC令(以下「新令」という。)第11条(中略)の規定の適用については、新令第11条第2号(中略)中「0」とあるのは、「27,500円」とする。</p> <p>ただし、この政令の施行の日以後に、当該事業主が同法第5条第1項の承認を受けて同法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更した場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当したときは、当該厚生労働省令で定める場合に該当するに至った日以後においては、この限りでない。</p>	

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
算定省令(新設) 第1条	趣旨 DC令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額(第3条から第7条まで、第10条、第11条第1項、第12条第1項及び附則第2条第1項において「他制度掛金相当額」という。)(中略)の算定に関しては、この省令の定めるところによる。
第2条	定義 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二 (略) 三 DB DB法第2条第1項に規定するDBをいう。 四 リスク分担型企業年金 DB規則第1条第3号に規定するリスク分担型企業年金をいう。 五 (略) 六 加入者 第7条を除き、DBの加入者(DB令第54条の5第1項の規定に基づき、当該月についてDBの給付の額の算定の基礎としない者を除く。)をいう。 七 (略) 八 財政計算 DB規則第24条の3第1号イ(1)に規定する財政計算をいう。 九 (略)

(注)確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令(令和3年厚生労働省令第150号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20210901/20210901g00199/20210901g001990033f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
算定省令（新設） 第3条	<p>DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法</p> <p>加入者（リスク分担型企業年金の加入者を除く。以下この項において同じ。）に係る他制度掛金相当額は、次の各号に掲げる標準掛金額（DB規則第45条第2項に規定する標準掛金額をいう。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）の計算に用いた財政方式（DB法第57条の規定に基づき、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように掛金の額を計算する方式をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>一 加入年齢方式（特定の年齢でDBに加入する者であって標準的な加入者として厚生労働大臣が認める者（以下この号において「標準的な加入者」という。）に係る将来の給付に要する費用（DB規則第45条第2項に規定する給付に要する費用をいう。以下同じ。）に充てるための標準掛金額を計算する財政方式をいう。）</p> <p>次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除した額を1月当たりの額に換算した額</p> <p>イ 標準的な加入者に係る将来の給付に要する費用の予想額の現価に相当する額</p> <p>ロ 1円に標準的な加入者の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額</p> <p>二 開放基金方式（加入者及び加入者となる者に係る将来の給付に要する費用に充てるための標準掛金額を計算する財政方式をいう。）</p> <p>次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除した額を1月当たりの額に換算した額</p> <p>イ 加入者及び加入者となる者に係る将来の給付に要する費用の予想額の現価に相当する額</p> <p>ロ 1円に加入者及び加入者となる者の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額</p> <p>三 閉鎖型総合保険料方式（DB法第59条に規定する積立金の額を考慮して加入者及び加入者であった者に係る給付に要する費用に充てるための掛金の額を計算する財政方式をいう。）</p> <p>次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除した額を1月当たりの額に換算した額</p> <p>イ 加入者に係る将来の給付に要する費用の予想額の現価に相当する額</p> <p>ロ 1円に加入者の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額</p> <p>四 前3号に掲げる財政方式以外の財政方式</p> <p>前3号の算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定した額</p> <p>2 前項各号に掲げる額の算定に用いる基礎率（DB規則第43条第1項に規定する基礎率をいう。以下この項において同じ。）は、直近の標準掛金額の計算に用いた基礎率と同一のものとする。</p> <p>（次ページに続く）</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
算定省令（新設） 第3条	<p>DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法</p> <p>（続き）</p> <p>3 前2項の規定は、リスク分担型企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額を算定する場合について準用する。この場合において、第1項中「加入者（リスク分担型企業年金の加入者を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「リスク分担型企業年金の加入者（以下この項において「加入者」という。）」と、「DB規則第45条第2項に規定する標準掛金額をいう。以下この項及び次項並びに次条」とあるのは「DB規則第46条の3第1項の計算されることとなる標準掛金額（同条第2項第1号又は第3号に基づく変更を行った場合は当該変更後の額）をいう。以下この項及び次項」と、同項各号中「将来の給付に要する費用」とあるのは「調整前の将来の給付に要する費用」と読み替えるものとする。</p>
第4条	<p>簡易な基準に基づくDB等の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法</p> <p>DB規則第65条に規定する簡易な基準に基づくDB又は前条の算定方法による他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働大臣が認めるDBの加入者に係る他制度掛金相当額は、同条の規定にかかわらず、直近の財政計算（当該DBがリスク分担型企業年金である場合にあつては、同令第46条の3第1項の規定による掛金の額の計算又は同条第2項第1号若しくは第3号の規定によるリスク分担型企業年金掛金額（同令第45条第4項に規定するリスク分担型企業年金掛金額をいう。第12条第1項第2号において同じ。）の再計算をいう。以下この条において同じ。）の計算基準日（同令第49条及び第57条第1項に規定する計算基準日をいう。以下この条及び附則第2条第1項において同じ。）における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額（当該DBがリスク分担型企業年金である場合にあつては、同令第46条の3第1項の計算されることとなる標準掛金額（同条第2項第1号又は第3号の規定による変更を行った場合は当該変更後の額）を当該財政計算の計算基準日における加入者の数で除した額を1月当たりの額に換算した額とする。</p>
第5条	<p>DBの加入者負担分の除外</p> <p>DB法第55条第2項の規定により掛金の一部を負担している加入者に係る他制度掛金相当額の算定については、同項の規定により加入者が負担する掛金は0であるものとして前2条の規定を適用する。</p>
第6条	<p>DBにおける掛金の控除を行う場合</p> <p>DB法第64条第1項の規定による掛金の控除を行う事業主等（同法第29条第1項に規定する事業主等をいう。以下同じ。）のDBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定については、同法第64条第1項の規定により控除しなければならない額は0であるものとして第3条及び第4条の規定を適用する。</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
算定省令(新設) 第7条～第10条	(略)
第11条	<p>端数計算</p> <p>他制度掛金相当額を算定する場合において、その算定した額に500円未満の端数があるときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
第12条	<p>他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の再算定</p> <p>次の各号に掲げる者についてそれぞれ当該各号に定める場合においては、当該者に係る他制度掛金相当額を再度算定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 加入者(リスク分担型企業年金の加入者を除く。) <ul style="list-style-type: none"> DB法第58条第1項若しくは第2項又は第62条の規定により掛金の額が再計算された場合 二 リスク分担型企業年金の加入者 <ul style="list-style-type: none"> DB規則第46条の3第1項又は同条第2項第1号若しくは第3号の規定によりリスク分担型企業年金掛金額が計算された場合 三～四 (略) <p>2～3 (略)</p>
施行期日	この省令は、令和6年12月1日から施行する。
経過措置	<p>この省令の施行の日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定する事業主等のDBの加入者に係る他制度掛金相当額は、第3条の規定にかかわらず、第4条の規定により算定することができる。</p> <p>2 (略)</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
法令解釈通知 第8の13	<p>他制度掛金相当額に関するDB上の取扱い(新設)</p> <p>(1) DC令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額(以下「他制度掛金相当額」という。)は、DBの給付水準から、DC(企業型)の事業主掛金に相当する額として算定したものであって、DB法第4条第6号の「掛金の拠出に関する事項」に該当するため、他制度掛金相当額を規約に定める必要があること。</p> <p>(2) 他制度掛金相当額は、算定省令に基づいて算定されること。また、他制度掛金相当額は、標準掛金額と同様の手法により算定するものであり、標準掛金額と整合的となるよう、算定に用いる基礎率は直近の標準掛金額の計算時と同一の基礎率とすること。なお、標準掛金額の計算に用いる基礎率は、もっぱら各DBの実績及び予測(予定利率については積立金の運用収益の長期の予測)に基づき適正かつ合理的に定めるものであること。</p> <p>(3) 他制度掛金相当額は、標準掛金額と同様の手法により算定するものであり、適正な年金数理に基づいて計算し、簡易な基準に基づくDBを除いて年金数理人による確認を受ける必要があること。</p>
適用日	令和6年12月1日

(注)通知「『確定給付企業年金制度について』の一部改正について」(令和3年9月1日年発0901第2号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000826437.pdf>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
承認認可通知 (別紙1) 冒頭(※) (赤字が改正部分)	(※)	
	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>以下「法」とは、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)、「令」とは、確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)、「規則」とは、確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)、「<u>算定省令</u>」とは、<u>確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令(令和3年厚生労働省令第150号)</u>をいう。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>以下「法」とは、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)、「令」とは、確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)、「規則」とは、確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)</p> <p style="text-align: right;">を</p> <p>いう。</p>

(注)通知「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」(令和3年9月1日年企発0901第1号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000825847.pdf>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
承認認可通知 (別紙1) 3-3-(6) 規約承認(認可) 事項	<p>DC令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金の事業主掛金に相当する額として算定省令で定めるところにより算定した額であること。(DC令第11条第2号)
3-3-(6) 審査要領	<ul style="list-style-type: none"> ・算定省令に基づいて適正に算定されていること。具体的には、年金数理人が確認(簡易な基準に基づくDBにあっては、当分の間は、受託機関の記名)した掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書が添付されていること。 (主な確認事項) ・標準掛金額の計算に用いた財政方式の区分に応じ、算定省令第3条第1項各号に定めるところにより算定された額(1月当たりの額に換算した額)であること。(算定省令第3条第1項) ・直近の標準掛金額の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づいて算定された額であること。(算定省令第3条第2項) ・リスク分担型企業年金の場合は、DB規則第46条の3第1項の計算されることとなる標準掛金額(同条第2項第1号又は第3号に基づく変更を行った場合は当該変更後の額)の計算に用いた財政方式の区分に応じ、調整前の通常予測給付現価に基づいて算定された額(1月当たりの額に換算した額)であること。(算定省令第3条第3項) ・簡易な基準に基づくDB又は算定省令第3条に基づく算定が困難であると厚生労働大臣が認めるDBの場合は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額を当該財政計算の計算基準日における加入者の数で除した額を1月当たりの額に換算した額であること。(算定省令第4条) ・加入者が掛金の一部を負担している場合は、加入者が負担する掛金は0であるものとして算定された額であること。(算定省令第5条) ・DB法第64条第1項の規定による掛金の控除を行う場合は、同項の規定により控除しなければならない額は0であるものとして算定された額であること。(算定省令第6条) ・算定した額に500円未満の端数があるときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げたものであること。(算定省令第11条) ・標準掛金額の計算に当たって複数の給付区分を設けている場合は、当該区分ごとに他制度掛金相当額が算定されていること。 ・複数の給付区分に属する加入者の他制度掛金相当額は、各給付区分の他制度掛金相当額(端数処理後)を合算して算定されたものであること。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>承認認可通知 様式C3ーウ 様式C4ーウ 1. 基礎率の(注) (赤字が改正部分)</p>	<p>掛金計算基礎(C3:掛金の計算の基礎を示した書類、C4:財政再計算報告書)</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>1. (略) 2. <u>予定利率は、規則第43条第2項第1号の規定により、積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められることから、[備考]欄に積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>1. (略) 2. [備考]欄に<u>規則第43条第2項第1号の積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。</u></p>
<p>2. 掛金率算定表の(注) (赤字が改正部分)</p>	<p>1. ~4. (略)(※1) 5. <u>他制度掛金相当額について、[備考]欄に他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価(リスク分担型企業年金においては、調整前給付現価相当額)及び人数現価(算定省令第4条の方法による場合は標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値)並びに算定した額を記載すること。(※2)</u></p>	<p>1. ~4. (略)(※1)</p>
<p>様式C3ーオ 様式C4ーオ 2. 掛金率算定表の(注) (赤字が改正部分)</p>	<p>掛金計算基礎(C3:掛金の計算の基礎を示した書類、C4:財政再計算報告書(簡易な基準に基づくDB))</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(注) <u>1. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。</u> <u>2. 他制度掛金相当額について、[備考]欄に他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定された額を記載すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(注) 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。</p>

(※1)様式C4ーウの場合は、1. ~5.

(※2)様式C4ーウの場合は、6.

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
算定通知（新設）	<p>算定省令が本日公布され、令和6年12月1日に施行されることとされた。 算定省令の内容は別紙のとおりであるので、その内容について御了知いただき、遺漏のないよう取り扱われたい。 また、Q&Aを添付するので、併せて活用されたい。 なお、DC令第11条第2号（中略）に規定する他制度掛金相当額（以下「他制度掛金相当額」という。）は、令和6年11月1日までの日を適用日とする規約変更によって、DB（中略）の規約に定められる必要があり、規約への他制度掛金相当額の規定状況を把握するため、貴管下において他制度掛金相当額を初めて定める規約変更があった場合には、その都度当課に報告されたい。</p>
（別紙） 1.	<p>他制度掛金相当額等の算定の趣旨</p> <p>企業型DCと個人型DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映するためには、給付建てのDB等の他制度について、DCと比較可能な形で、DB等の他制度の掛金相当額を算定する必要がある。 DC令第11条第2号（中略）に規定する他制度掛金相当額（以下「他制度掛金相当額」という。）（中略）の算定に関しては、算定省令の定めるところによる。</p>
（別紙） 2.	<p>他制度掛金相当額等の算定方法</p> <p>（1）DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法</p> <p>① DB（リスク分担型企業年金を除く。）の加入者に係る他制度掛金相当額は、次の財政方式ごとの算定式により算定した額を月額換算した額とし、当該算定に当たっては、標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づいて算定すること。（算定省令第3条第1項及び第2項関係）</p> <p>ア 「加入年齢方式」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額はaに掲げる額をbに掲げる額で除した額を月額換算した額とすること。なお、ここでの標準的な加入者とは、算定省令第3条第1項第1号に規定する標準的な加入者として厚生労働大臣が認める者であり、特定の年齢で加入し、それ以降基礎率どおり推移する仮想的な加入者をいうこと。また、a及びbに掲げる額は加入時点での現価を指すものであること。</p> <p> a 標準的な加入者に係る通常予測給付現価 b 標準的な加入者に係る人数現価</p> <p>（次ページに続く）</p>

（注）通知「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」（令和3年9月1日年企発第0901第2号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000825845.pdf>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
算定通知（新設） （別紙） 2.	他制度掛金相当額等の算定方法 （続き） イ 「開放基金方式」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額はaに掲げる額をbに掲げる額で除した額を月額換算した額とすること。なお、ここでの加入者となる者とは、計算基準日において、加入者ではないものの、年金数理上あらかじめ見込むべき加入者をいうこと。 a 現在の加入者に係る将来分の通常予測給付現価と加入者となる者に係る通常予測給付現価を合算した額 b 現在の加入者及び加入者となる者に係る人数現価 ウ 「閉鎖型総合保険料方式」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額はaに掲げる額をbに掲げる額で除した額を月額換算した額とすること。 a 現在の加入者に係る将来分の通常予測給付現価 b 現在の加入者に係る人数現価 エ ア、イ及びウに規定している財政方式のいずれにも該当しない財政方式であるDBの加入者に係る他制度掛金相当額は、ア、イ及びウの算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定した額とすること。 ② リスク分担型企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額の算定に当たっては、アのa、イのa及びウのaにおける通常予測給付現価を調整前の通常予測給付現価に置き換えて、DB（リスク分担型企業年金を除く。）の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法を用いること。（算定省令第3条第3項関係） ただし、算定に用いる基礎率はリスク分担型企業年金掛金額の標準掛金相当分を変更した直近の財政計算（リスク分担型企業年金を開始してから標準掛金相当分を変更していない場合は、リスク分担型企業年金を開始したときの財政計算）に用いた基礎率と同一とすること。 ③ 簡易な基準に基づくDB又は通常の算定式での算定が困難であると厚生労働大臣が認めるDBの加入者に係る他制度掛金相当額は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額を当該財政計算の計算基準日における加入者数で除した額を月額換算した額とすること。（算定省令第4条関係） ④ 積立金が積立上限額を超え、掛金の控除を行う場合は、当該控除しなければならない額が0であるものとして算定すること。（算定省令第6条関係） （2）～（6）（略） （次ページに続く）

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
算定通知(新設) (別紙) 2.	他制度掛金相当額等の算定方法 (続き) (7) 他制度掛金相当額(中略)に係るその他の取扱い ① DBにおいて加入者が掛金の一部を負担している場合は、加入者が負担する掛金は0であるものとして算定すること。 (算定省令第5条関係) なお、DB以外の他制度については加入者が負担する掛金を含めて算定すること。 ② 他制度掛金相当額(中略)は1,000円未満を四捨五入し、1,000円単位とすること。(算定省令第11条) ③ 他制度掛金相当額(中略)は、掛金の再計算(中略)を実施する度に再度算定すること。(算定省令第12条) (8) 経過措置 令和6年12月1日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定するDBの加入者(中略)に係る他制度掛金相当額は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額(中略)を当該財政計算の計算基準日における加入者数(中略)で除した額を月額換算した額とすることができること。(算定省令第2条) ただし、リスク分担型企業年金において、令和6年12月1日以後を計算基準日とする財政再計算を行った場合、算定省令第3条第3項に基づく他制度掛金相当額の算定とすること。

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社団体年金サービス部団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 団体年金サービス部 団体年金設計グループ
TEL : 03 - 3590 - 4851